

契約番号 2025003359-20

工事名 桑野地内ほか污水管埋設工事(その14)

質問1	施工代価表第56および57号表において、使用している歩掛り出典先を教えてください。
回答1	施工代価表第56および57号表において、泥水運搬工の歩掛は「下水道工事関係歩掛」を参照してください。施工代価表第56号表において、汚泥吸排車運転 積載質量8.0t 吸入管径75mmの数量は4.3日として積算しています。施工代価表第57号表において、軽油 パトロール給油 96L、運転手（一般） 1.2人、汚泥吸排車 トラック架装型 積載質量8t吸入管径φ75mm 1.44供用日で積算しています。
質問2	トラッククレーン賃料、クローラクレーン賃料、ラフテレーンクレーン賃料における夜間補正は、物価資料の価格へ長期割引と夜間割増の補正をした後で平均価格を算出し、端数処理した金額を採用していますか？
回答2	そのとおりです。
質問3	見積参考資料1 8その他 ⑧に記載の『施工代価表第274号表において、供用賃料を減額補正する際の供用月数は6.1ヶ月としています。』とありますが、該当するのは施工代価表第272号表ではありませんか？
回答3	見積参考資料1 8 その他 ⑧に記載の「施工代価表第274号」は誤りで、正しくは「施工代価表第272号」です。「施工代価表第272号」と読み替えて積算して下さい。
質問4	施工代価表第39および133号表は、同一単価ですか？
回答4	施工代価表第39及び133号表は同一歩掛のため同一単価です。
質問5	見積参考資料1 8その他 ⑬に記載の内容は、施工代価表第135号表ではなく施工代価表第143号表ではありませんか？
回答5	見積参考資料1 8 その他 ⑬に記載の「施工代価表第135号」は誤りで、正しくは「施工代価表第143号」です。「施工代価表第143号」と読み替えて積算して下さい。
質問6	施工代価表133号表 歩掛公表の下位代価ですので、こちらも公表をお願いします。
回答6	回答4を参照してください。

質問7	積参考資料1 8 その他 ⑬ 施工代価表135号表の説明について、どの名称の項目がこの説明に該当しますか。
回答7	回答5を参照してください。
質問8	施工代価表135、150、162、165、171号表 諸雑費%内4桁丸めは行われていますか。
回答8	施工代価表第135、150、162、165、171号表において、諸雑費%内4桁丸めは行われています。
質問9	積参考資料1 8 その他 ⑧ に記載の274号表の説明について、覆工板ずれ止め（溝形鋼）は、6.1ヶ月をどの様に算出すればよろしいですか。算出方法を教えてください。
回答9	回答3を参照してください。
質問10	施工代価表272号表 賃料減額補正はされていますか。
回答10	施工代価表第272号表において、供用賃料の減額補正を行っています。
質問11	見積参考資料1 8 その他 ⑩ 施工代価表301号表の説明について、301号表にラフテレーンクレーン賃料の記載がありません。どのように考えたらよろしいですか。
回答11	見積参考資料1 8 その他 ⑩に記載の「施工代価表第301号」は誤りで、正しくは「施工代価表第299号」です。「施工代価表第299号」と読み替えて積算して下さい。
質問12	見積参考資料へ「施工代価表第274号において、供用賃料を減額補正する際の供用月数は6.1ヶ月としています。」と記載がありますが、施工第272号ではありませんか？
回答12	回答3を参照してください。

質問13	見積参考資料へ「施工代価表第301号表において、ラフテレーンクレーン賃料の夜間補正は行っています。」と記載がありますが、301号にラフテレーンクレーン賃料の記載がありません。また、ラフテレーンクレーン賃料ほか、夜間補正に係る算出方法を明示願います。
回答13	回答11及び質問2、回答2を参照してください。
質問14	見積参考資料 8 その他 ⑩でラフテレーンクレーン賃料に夜間補正を行っているとのことですがこの場合各物価資料に長期割引の係数を掛け、夜間割増の係数を掛けたものを平均し、端数処理をしたのち週休二日の補正を掛ける、と考えてよろしいですか？
回答14	そのとおりです。 また、回答11を参照してください。
質問15	工種11号表 1箇所当りになっていますが4箇所当りではないでしょうか？あるいは一式ですか？
回答15	工種明細表第0011号表において、本来であれば、4箇所当りで算出するところを誤って1箇所当りで算出しています。本工事の工種明細表第0011号表では、見積参考資料のとおり積算してください。工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条（条件変更等）によるものとします。
質問16	施工第56号表 令和6年度歩掛の土木基礎工には汚泥吸排車運転は存在しません、どの工種の歩掛を採用されていますか、又は各項目の数量を開示願います。
回答16	回答1を参照してください。
質問17	施工第133号表 上位代価が見積ですので下位代価である施工第133号表も数量を開示願います。また、トラック クレーン装置付き ベーストラック 4～4.5 t 吊能力2.9 t は13欄ですか？ご教示ください。
回答17	回答4を参照してください。 また、トラック クレーン装置付 ベーストラック4～4.5 t 積 吊能力2.9 t は13欄です。
質問18	見積参考資料 8 その他 ⑬の運転1日当たりの運転時間は「令和6年度 建設機械等損料表」に基づき算出する、に該当する項目はグラウトポンプ、グラウトミキサのことですか？この場合13欄（日単位）ではないということですか？
回答18	回答5を参照してください。

質問19	施工第143号表、153号表 時間は5.8時間でよろしいですか？異なる場合、上位代価が見積でするので数量を開示願います。
回答19	施工代価表第143及び153号表については、時間は5.8時間です。
質問20	施工代価表 施工 第0-0355及び0-0357号表 接地棒 10Φ×1000の単価は物価資料（令和7年3月号）の平均値でよろしいですか。
回答20	施工代価表第355及び357号表の接地棒 10Φ×1000の単価については、物価資料に掲載の「丸形アース棒（単独式・連結式）B3 φ10×1,000mm」と「丸形アース棒 B3J 連結 φ10×1000mm」の平均値を採用しています。